

令和3年6月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年6月28日（月）午後2時34分

場所：本庁舎8階 8-1会議室・8-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年6月28日(月)、本庁舎8階 8-1会議室・8-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 6 番	北 村 利 夫
3 番	井 出 茂 康	1 7 番	吉 川 誠
4 番	齋 藤 義 治	1 8 番	櫻 井 一 雄
5 番	小 林 正 幸	1 9 番	宮 治 時 男
6 番	飯 田 芳 一	2 0 番	佐 川 俊 夫
7 番	上 田 洋 子	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	加 藤 義 一	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵 美 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 原 豊	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	山 口 貞 雄	2 3 番	平 川 勝 昌
-------	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主 幹	草 柳 真 治	主 幹 補 佐	神 崎 雅 和
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 13号 非農地証明願について
- 日程第 3 議案第 14号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
願について
- 日程第 4 議案第 15号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申
し出について
- 日程第 5 議案第 16号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に
基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 報告第 8号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 報告第 9号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告に
ついて
- 日程第 8 議案第 17号 令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係
る意見書について

開会 午後2時34分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 大変お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員と推進委員の総数25名、出席者23名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

毎日、まだまだコロナ、コロナということで、ニュースはそれ一つですが、先月28日に農協の総代会が行われました。今年も、コロナ禍ということで、総代はごくわずかの人数が出て茅ヶ崎の市民文化会館で行われました。

私も参加してまいりましたが、その中で、農協の今の一番の問題点ということで、営農経済部門の赤字額がまたまた膨らんでおりまして、去年ですと20億8,000万円の赤字でございます。

それで農協も、これは全国的なことですが、三菱総研や農林中金、そして信連・中央会が、その内容を精査しまして、これからの新しい経済事業をどのようにしていくかというプログラムが発表されました。

その発表の中でも、今までは経済部門は金融のほうで、ほとんど金融が牽引していましたが、これから先、金融もかなり厳しいということで、まず支店の削減、現在43ある支店を30～35ぐらいにするという計画が出されておりました。そのほかに、現在9つの経済センターがありますけれども、それを5つの経済センターに減らす。また、選果場が3か所ありますが、それを2か所に。そして、直売所が、現在8か所ありますが、それを3か所に減らすという案が出されております。

これに対して、どのようになるかは、今後の話ですが、そのほかにLPガスとか石油等の販売も行っておりますけれども、これは売るようなことを言われておりました。

そういうふうに農協も経営状況がかなり厳しいということでございますので、農家の所得増大がいろいろ検討されておりましたけれども、まず、直売所や選果場が減っていけば、必然的に売上げが減っていくのではないかと、逆に、どうしたら農協の売上げが増えていくのか、そういう検討は、まだまだされていないようでございます。

本来は、まずそちらをやってから減らしていくということでございますが、三菱総研など大手の会社からは、まず現状を見て、何を減らしたら黒字に近づくか、このことが一番の検討課題であるということで、そのようなプログラムが発表されました。

これは、皆様方に各支店からいろいろな意見が出されると思いますが、そうした中で、農業者の高齢化や少子化によって後継者不足がどんどん進んでいってしまうと、ますます農家人口が減っていくということも一つの原因になっていくと思います。都市農業ですから有利なところもございますので、その有利なところをどのように生かすかということを検討するのが、これからの課題ではないかと思っております。

それでは、ただいまから6月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、コロナの影響に配慮し、スムーズな議事運営について御協力いただきますようお願いをいたします。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、9番の田代恵美子委員と10番の吉原 豊委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、125a。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字中条、2筆。用田字中根松、14筆。地目、13筆が田、残り3筆が畑。地積、16筆合計4,507㎡。内容、一時転用。使用貸借権設定。畑の土を田に搬出し、田から畑へ造成する工事。期間については、許可日から6か月。用田字中根松の3筆については、農用地区域除外、昭和59年4月20日。第1種農地。その他については、農用地区域内農地になります。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、22a。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字南葛野、1筆。地目、畑。地積、300㎡。内容、使用貸借権設定。転用目的、自己住宅。農用地区域除外日、平成15年2月24日。農地種別は、第1種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子中山茅ヶ崎線にあ

る「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より西に約50mの農地が3筆、目久尻川にかかる「神崎橋」から北に約200mの農地が13筆になります。

資料は1ページからとなります。

本件については、造成する面積が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

本申請地は、第1種農地及び農振農用地で、本来は農地転用できませんが、転用内容が自己所有の畑の土を田に搬出し、田から畑への造成工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可ができる案件となります。

また、譲受人は譲渡人の要望により一時的に申請地を借り受け、造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

譲渡人は、田を畑に変更後、露地野菜の作付けを行う計画です。

申請地である用田字中根松の畑については、用田字中条及び中根松の田に搬出するための土を採取するため、約1m掘削するものです。なお、掘削した後は、用田の資材置場より土を搬入し、土の高さは現在高と同一にします。当該畑は、西側が畑、その他は道路になっており、隣接地との境界より0.3mの離隔をとり、工事中は地上高2mの保護シートを設置し、飛散防止等に努めます。

畑に造成する用田字中条及び中根松の田については、どちらも東側が田、北側が道路、南側が道路、西側が水路になっております。

西側の水路からは2m、その他の隣接地との境界から0.5mの離隔をとり、地上高約0.4mの鋼板を設置し、30度の勾配で盛土をします。盛土の高さは約1mです。

なお、藤沢市開発業務課の「藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例」に係る手続きが行われていること及び中根松の畑の申請地については、埋蔵文化財包蔵地内のため、郷土歴史課の「文化財保護法」に係る手続きが行われていることを、あわせて確認しております。

地区協において、譲受人と面談し、周辺の農地及び水路に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

1つお尋ねしますけれども、埋蔵文化財の包蔵地の範囲になっていますが、調査はされたのでしょうか。

事務局（森 大晃主任） 藤沢市では、郷土歴史課の管轄になっておりますので、郷土歴史課で試掘調査をしていることを確認しております。それで、特に問題はなかったということで確認しております。

議長（齋藤義治委員） 埋蔵文化財だと、普通は、要するに地権者がかなり調査をして、それで教育委員会か何かに報告するというのが一つのルートですけれども、その辺は違うんですか。

事務局（森 大晃主任） 申請者がやっております。

議長（齋藤義治委員） 申請者がやったわけですね。

事務局（森 大晃主任） そうですね。

議長（齋藤義治委員） 調査も申請者がしたんですか。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 今回の調査は郷土歴史課ですね。

事務局（森 大晃主任） 調査は郷土歴史課がやっております。業者立会いのもと、確認しているということでお話を聞いています。

議長（齋藤義治委員） そうですか。

それともう一つ、番号1の譲渡人の方は、どのぐらいの年の人ですか。

事務局（森 大晃主任） 80歳前後ですね。

議長（齋藤義治委員） 後継者はどうですか。

事務局（森 大晃主任） 息子は、一般企業に勤めていて、退職まで数年間ありますので、できればそこまではやっていきたいということでお話は伺っております、もし万が一のことがあったら利用権等も含めて検討しているということでお話は伺っております。

議長（齋藤義治委員） はい。

ほかに何か意見ございませんか。

吉原委員どうぞ。

ンクリートブロック 2～3 段を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内で整地を行い、転圧のみとし、雨水については浸透マスを設置し敷地内浸透処理とします。汚水については、合併浄化槽を新設します。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導を行いました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 12 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 12 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第 2、議案第 13 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「非農地証明願について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字御手洗水、1 筆。地目、畑。地積、6. 11 m²。内容、平成 23 年頃より住宅敷地の一部として利用し、現在に至る。確認資料、平成 23 年度固定資産（土地）評価証明書。現地確認日、令和 3 年 6 月 15 日。

続いて、番号 2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字荒井、1 筆。地目、畑。地積、9. 91 m²。内容、平成 18 年頃より貸駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 19 年航空写真。現地確認日、令和 3 年 6 月 15 日。

続いて、番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻字榎戸、1筆。地目、畑。地積、104㎡。内容、昭和39年頃より農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和3年6月15日。

続きまして、番号4。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字菖蒲沢境、1筆。地目、畑。地積、3.19㎡。内容、平成23年頃より自己住宅進入通路としてアスファルト舗装し、現在に至る。面積狭小のため、農地として利用が不可能である。現地確認日、令和3年6月15日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号5。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、白旗四丁目、3筆。地目、いずれも田。地積、3筆合計351㎡。内容、平成8年頃より貸駐車場として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和3年6月15日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、北村委員。

16番（北村利夫委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線の「用田神社入口」交差点から北に約250mの土地になります。

資料は15ページをお開きください。

申請者は、用田字御手洗水の土地について、平成23年頃から住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているとのことでした。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管および污水管が埋設されており、近隣には御所見小学校と西山内科クリニックがあるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年6月15日に、地区委員の私、北村と、事務局の森さんで現地調査を行い、申請どおり住宅敷地の一部であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について説明を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 番号2の申請地につきましては、市道用田打戻線にある「打戻堂の前」交差点から北に約300mの土地になります。

資料は16ページをお開きください。

申請者は、打戻字荒井の土地について、平成18年頃から駐車場として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、住宅の用に供する敷地に隙間なく囲まれており、一団の農地の面積が下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年6月15日に、地区委員の私、井出と、事務局の大西さんで現地調査を行い、申請どおり駐車場であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

3番、井出委員。

3番（井出茂康委員） 番号3の申請地につきましては、市道遠藤宮原線にある「榎戸」交差点から北に約200mの土地になります。

資料は17ページをお開きください。

申請者は、打戻字榎戸の土地について、昭和39年頃から農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっているため、「第1種農地」と判断しました。

第1種農地のため、原則非農地証明に該当しませんが、農業用倉庫であるため、例外的に非農地を証明できるものとなります。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年6月15日に地区委員の私、井出と、事務局の大西さんで現地調査を行い、申請どおり農業用倉庫であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号4について説明を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「六地蔵」交差点から北西に約150mの土地になります。

資料は18ページをお開きください。

申請者によると、遠藤字菖蒲沢境の土地について、平成23年頃より自己住宅進入通路としてアスファルト舗装し、現在に至るとのこと。

申請地は、西側の隣接地が、既に平成8年8月に農地法5条の許可済みであり、面積狭小のため農地としての利用が不可能であります。

よって、非農地として証明できるものと判断します。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、6月15日に、地区委員の私、小林と、事務局

の大西さんで現地確認し、申請どおり自己住宅進入通路であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について説明を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 本件の申請地につきましては、国道467号線にある「教育センター前」交差点から東に650mの土地になります。

資料は19ページをお開きください。

申請者は、白旗四丁目の土地について、平成8年頃から貸駐車場として利用し、現在に至っているとのことです。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び污水管、雨水管が埋設されており、近隣には立石公園と第二伊勢山辺公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

なお、現在、申請地の間にある堤も含めて駐車場として一体利用しているため、境界確定後、市道路管理課にて払い下げ手続き予定であることを確認しております。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年6月15日に地区委員の私、神崎と、事務局の森さんで現地調査を行い、申請どおり駐車場であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第13号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第13号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第14号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、議案説明をまいります。

地区、六会・長後。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和2年7月22日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、長後字下分、4筆。地目、いずれも畑。地積、合計352㎡。

本申請について、申出人及び地区の委員に状況を確認したところ、買取り申出事由の生じた者が直近まで農作業を行っていたとのこと。

現地を確認したところ、果樹が栽培されておりましたが、下草の管理までは手が行き届いておらず、買取り申出事由の生じた者が主たる従事者であったものと判断し、上程するものです。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

井出委員。

3番（井出茂康委員） 買取り申出ということは、どこかに買って下さいという話になっているのでしょうか。それがわからないので教えてください。

番号1及び番号2は、葛原と石川で240aを耕作する方の更新借受分及び新規借受分で、新規借受分については、当該地においてトウモロコシ等を作付けしていく予定となっております。

番号3は、このたび藤沢市において新たに農業を開始する法人で、資料は21ページからとなります。当該地では、初年度はダイコン、次年度以降はネギとショウガを栽培し経営していくとのことでした。

6月の御所見・遠藤の地区協議会におきまして、法人代表者と面談し、就農計画等について確認しております。

番号5は、打戻を中心に597aを耕作する法人の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地につきましては、現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号3及び番号5について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第15号、番号1から番号3及び番号5について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第15号、番号1から番号3及び番号5について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第16号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第5、議案第16号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号1は、用田を中心に429aを耕作する方の新規借受分で、この土地については、もともと利用権の設定をしていましたが、農地中間管理機構を通して借りるため、このたび新規で申請があったものです。

当該地では、エダマメを作付けしていく予定となっております。

番号2は、葛原を中心に337aを耕作する方の新規借受分で、当該地においては、トウモロコシを作付けする予定となっております。

番号3は、このたび藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は26ページからとなります。

当該地では、ニンジン等を栽培し経営していくとのことです。

6月の御所見・遠藤の地区協議会におきまして、本人と面談を行い、就農計画等について確認をしております。

番号4は、亀井野で42aを耕作する方の新規借受分で、当該地においては、ブロッコリーを作付けする予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

25番、福岡委員。

25番（福岡則夫委員） ただいまの件の3番の、「就農状況（計画）」の欄の一番後ろの「経営目標」のところですが、3年後、5年後の「粗収入」、「経営費」

の金額は、どこから出てきているのだからよくわからないのですが、合計が合いません。

「粗収入」で、3年後だと、ニンジン、コマツナ、タマネギで214万円となっていますが、これは、どう計算しても100万円も行かない金額になると思いますし、「経営費」も同じようですし、5年後も同じように全然金額が合わないですね。

議長（齋藤義治委員） トータルが違いますね。粗収入の金額が、ほかのもみんな違いますね。

事務局（草柳真治主幹） 今、確認しますので、後ほどお答えさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） 井上委員どうぞ。

1番（井上哲夫委員） 今の3番ですが、これは、年間従事日数が1人250日になっているけれども、資料の28ページでは112日になっていますね。これは半分も違ってきますね。

事務局（草柳真治主幹） これについては、1年が大体250日ですけれども、初年度は、これから12月までという計算の仕方をしているので112日ということなんです。

1番（井上哲夫委員） 今からということですね。

事務局（草柳真治主幹） そういう話です。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 1年目だけ短くて、あと来年になると250日になるということなんです。

1番（井上哲夫委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） これは、確かに5年後でも421万円などは行かないですよ。

事務局（嶋田勝弘事務局長） これのほかに細かい資料がついていたと思いますので、その転記ミスではないかと思えますけれども。

議長（齋藤義治委員） それでは、確認のために少し休憩します。

（休憩）

(再 開)

議長（齋藤義治委員） それでは、再開します。

事務局（草柳真治主幹） 今、確認しましたところ、「粗収入」及び「経営費」で、ニンジン、コマツナ、タマネギがありますが、「その他」が記載漏れということでした。その他としてジャガイモ、ダイコン、エダマメ等がありますけれども、その粗収入が119万440円、経営費が33万7,188円ということで合計金額となっています。

5年後についても、同様な考え方で、「その他」の欄が記載漏れということになっていますので、申しわけありません。そういった形になります。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

13番（西山弘行委員） 主たる野菜よりもその他の収入があまりにも多過ぎる気がするのですが。

事務局（草柳真治主幹） 主となるものが3品目ありますけれども、その他の中にジャガイモ、ダイコン、エダマメ、キャベツ、カブ、オクラというものが含まれていて、それを全部合計すると今の金額になったという話でしたので、今後、できるだけ細かく書くようには指導していきたいと思っております。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —
—

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第16号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第16号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第6、報告第8号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第6、報告第8号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1及び番号2は、借主の法人が破産したため、利用権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第8号を終了いたします。

次に移ります。

日程第7、報告第9号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森大晃主任） 本件につきましては、まず11ページから14ページまでが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が7件、六会・長後地区が1件、合計8件となっております。

続きまして、15ページから16ページまでが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が7件となっております。

続きまして、17ページから20ページまでが「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が3件、六会・長後地区が8件、藤鶴・村岡・明治地区が

5件、合計16件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第9号を終了いたします。次に移ります。

日程第8、議案第17号「令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」を上程いたします。

施策検討小委員会委員長の神崎委員から説明をお願い致します。

神崎享子施策検討小委員会委員長 施策検討小委員会において委員長に就任いたしました神崎でございます。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づいて、市長に提出する「令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書」を施策検討小委員会で取りまとめましたので、総会にお諮りするものであります。

小委員会は、6月3日に、会長と職務代理、各地区協から2名ないし3名の計9名で会合を行いました。

その際、農業委員会として意見を出すに当たっては、事前に農協の部会からの意見、要望書を知っておいたほうがよいという意見が出ましたので、来年に生かすとよいと思います。

また、そのとき、今回出席した各委員さんが、自分自身の農業や農地に対する熱い思いを語り、討論し合う場面も多々ありまして、午後2時～5時まで、時間が足りないほどでした。

このように、私たちは農業委員会として県や市といった行政機関に対して意見を提出できる機会を持っているのですから、この時期だけではなくてふだんから時間をかけて農業のこと、農地のことを語り合う場を設けて意見を集約できるとよいと、私は今後に向けて考えています。

それでは、今回の内容につきまして、事務局さんから説明をお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、意見書について説明をさせていただきます。

21ページをお開きください。

表紙は、本市の農業の状況や農業委員会の役割等について記載をしております。それでは、表紙について読み上げをさせていただきます。

令和4年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

日頃から、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、温暖な気候と平坦な地形等の良好な自然条件と、大消費地を控えた有利な立地条件のもとで、野菜、花き、果樹、植木、畜産などの都市型農業が展開されております。

市内に広がる豊かな田園風景は、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、緑地空間、防災空間として、また、都市部に住む人にとっては「心のふるさと」として魅力を感じさせてくれます。

しかしながら、本市におきましても農家世帯の高齢化、後継者や担い手不足、遊休農地の増加とともに、有害鳥獣や異常気象等による農作物被害、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による売上高の減少など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

こうした中、農業委員会といたしましては、農地の保全等に係る所掌事務の厳正な執行はもとより、最重要業務である「担い手への農地等の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等の利用の最適化の推進」を、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいり所存でございます。

本市農業の輝ける未来に向け、全ての農業者が誇りや希望をもって営農を続け、新鮮で安全な農産物を市民の皆様に提供できるよう、令和4

年度の本市の予算編成並びに農業施策に関して、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出させていただきます。

それでは、22ページをお開きください。

次に、意見書の内容について説明をいたします。本意見書につきましては、4つの大項目で構成されています。

1つ目、「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、2つ目、「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、3つ目、「新規参入の促進のための施策」、4つ目、「その他地域農業の維持・発展のための施策」となっております。

各大項目の下に、項目として具体的な施策の提案をさせていただいております。昨年度と同じ提案内容については【継続】、昨年度から文言等の修正あるいは一部新規内容の追加については【一部新規】、今年度新たに意見を提出する内容については【新規】と記載しております。

それでは、1番の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」から御説明したいと思います。

1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策

(1) 水田の保全に対する支援・助成について

① 面積が狭く作業効率が悪い水田については、耕地整理を行い、区画を広げる施策を行うこと。【継続】

② 水稻生産者は、米の販売価格の低迷により、水田を耕作しても利益にならず、水田の保全が大変厳しい状況である。水害防止等多面的な機能を有する水田を今後も維持し、遊休化を防ぐために、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、環境基金以外の新たな財源等の確保を検討し、恒久的に実施をしていくこと。【一部新規】

こちらは一部新規となっておりますが、新規の内容といたしましては、「水稻生産者は、米の販売価格の低迷により、水田を耕作しても利益にならず、水

田の保全が大変厳しい状況である。」という文言を記載しております。また、「環境基金以外の新たな財源等の確保を検討し、恒久的に実施をしていくこと。」ということをつけ加えさせていただいております。

- ③ さがみ農協藤沢市稲作部会と連携し、水田保全や稲作作業等に対する新たな支援策について検討するとともに、担い手となる後継者、新規参入者が定着する施策を行うこと。【新規】

こちらは、今回初めて提案をさせていただく内容になります。

(2) 農道や水路等の整備について

- ① 農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には地元にとっては非常に大きな負担となる。多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、本市においても地元負担をなくすよう、負担割合を定めた条例等の改正を行うとともに、全面改修の進捗を早めること。【継続】

- ② 農繁期に農地に接する道路等で、一般車両との事故や農作業の妨げになる事案が多いため、具体的な対策と注意喚起のPRを行うこと。【新規】

(3) 人・農地プランの実行について 【一部新規】

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」については、実質化に向けた地区ごとの話し合いを行う予定になっているが、多くの市民が藤沢の農業の将来に関心を持つよう、都市農業の重要性について周知に努め、地区農家の総意でプランが進むよう、市が中心となり実効性の確保に努めること。

こちらは、2行目「多くの市民が藤沢の農業の将来に関心を持つよう、」という文言を新たに追加しております。

2 遊休農地の発生防止・解消のための施策

(1) 遊休農地の発生防止について

① 平成29年度から、遊休農地への課税強化が実施されているところであるが、さらに所有者が農地の遊休化を回避するような実効性のある施策を講じるよう、国、県に要望すること。【継続】

(2) 遊休農地解消における支援について 【一部新規】

現在、遊休農地解消対策事業として、遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する費用の助成を行っているが、令和2年度は予算不足により定額補助金が減額されていることから、遊休農地の解消を推進するため、予算の拡充を検討すること。また、制度を知らない農業者も多いことから、関係機関を通じて周知を図ること。

加えて、新規就農者が利用できる農地を確保するためにも、新規就農者を対象とした新たな遊休農地解消の支援策を検討すること。

こちらにつきましては、2行目「令和2年度は予算不足により定額補助金が減額されていることから、遊休農地の解消を推進するため、予算の拡充を検討すること。」、後ろの段落で「加えて、新規就農者が利用できる農地を確保するためにも、新規就農者を対象とした新たな遊休農地解消の支援策を検討すること。」という文言をつけ加えております。

3 新規参入の促進のための施策

(1) 後継者や新規参入者への支援について 【継続】

① 農業後継者等の育成を支援するため、新規就農者を含め幅広く農家の意見を聞くとともに、経済的負担の大きい農業用施設や機械の更新費用について助成すること。

② 農業次世代人材投資資金については、要件を満たせば農業後継者も交付対象になることを、各農家に積極的に情報提供すること。

4 その他地域農業の維持・発展のための施策

(1) 地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について 【継続】

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取り組みを推進すること。

- ① 小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取り組みを推進すること。

また、給食を通じて市内産の農産物に関心を持つとともに、地元で採れた野菜の新鮮さや安全性を理解するよう食育を進めること。

地産地消関係のイベント等については、PRが足りていないと感じるため、ユーチューブなど各種メディアを積極的に活用し、藤沢市内外へ藤沢産農畜産物のさらなるPRを図ること。

- ② 新型コロナウイルス感染症に対応した生活様式の変化による個人需要の高まりを受け、安全安心な藤沢産の農産物が注目された。今後も、非常時に備え、安定供給を確保するよう、市内農産物の重要性を積極的にPRすること。

また、イベント中止などの影響が重大な植木・花きについては、公共施設等で積極的にその活用を図ること。

- ①、②ともに継続の提案となっております。

(2) 農業経営への支援について

農業経営の安定を図り環境保全型農業を推進するため、次の取り組みを推進すること。

- ① 市内の各種農家が、市内畜産農家で発生する家畜排泄物等を有効利用できるよう、堆肥舎等の堆肥製造施設の設置について支援を検討すること。【継続】

- ② 援農ボランティアについて、地元企業を含めて広くPRを推進するとともに、新たな人材の確保を図ること。また、多くの農家で受け入れができるよう、また、地区で偏りが生じないように、制度づくりと支援策を検討すること。【一部新規】

こちらにつきましては、「新たな人材の確保を図ること。また、多くの農家で受け入れができるよう、また、地区で偏りが生じないように、制度づくりと支援策を検討すること。」として、一部文言を修正しております。

③ 市場出荷だけでなく、J Aの直売所等へ出荷する農業者に対し、支援策を検討すること。【新規】

(3) 有害鳥獣対策に係る支援について 【継続】

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス等鳥獣の効果的な防除策や個体数の管理を、神奈川県や関係機関と協力して検討すること。また、ジャンボタニシが大量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。

(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について 【継続】

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を持つ農業・農地の有益性を広く市民に啓発すること。また、農地への不法投棄やペットのフン害及び有害鳥獣への餌やり防止等の対策を図ること。

(5) 浸水対策について 【継続】

近年、集中豪雨による農地の浸水被害が発生しているため、河川浸水対策のさらなる推進を図るよう神奈川県に要望すること。

(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について 【継続】

野焼きは、農業のためのやむを得ない焼却は認められているが、苦情等で野焼きを実施できない状況でいる。農家が農業残渣や剪定枝等、農業で発生した廃棄物の処理について苦慮していることから、廃棄物の回収等、農家支援の方策を検討すること。

(7) 台風や雹（ひょう）害等、自然災害による農産物等の被害対策について 【継続】

台風や異常気象等の影響により、作付け不能や収量が下がるなど、農業経営を継続する上でさまざまなリスクが想定される。平成31

年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする農業共済の「収入保険」の取り扱いが始まっているが、メリット・デメリットを含め農家が正しく理解した上で活用できるよう、保険制度の効果的な周知方法について実施主体に要望すること。

(8) 大規模災害発生時における支援について 【継続】

大規模災害発生時の農作物等に対する市独自の支援事業の創設及び被災圃場の復旧・倒壊農業施設の撤去作業等における支援体制を構築すること。

(9) 中小規模経営体の支援について 【一部新規】

食料・農業・農村基本計画の見直しを受け、地域農業を支える小規模・家族の経営体のほか、定年後に就農した中高年経営者についても、将来に向けて営農が継続されるよう配慮するとともに、必要な支援策を引き続き講じていくこと。

こちらについては、2行目「定年後に就農した中高年経営者についても、」という文言を新たに追加しております。

今、御説明いたしました意見書につきましては、今総会にて承認が得られた後、7月5日に市長へ提出する予定となっております。

以上、簡単ではございますが、意見書の説明とさせていただきます。

議長（齋藤義治委員） 説明が終わりました。

ほかに何か意見がございましたら、お願いをいたします。

先ほども神崎小委員会委員長が言われたとおり、この意見書は、農業委員会が藤沢市の鈴木市長に直接出せる意見書でございますので、農業関係ですから範囲がかなり膨大になりますが、意見書として出すには、やはり皆様方の意見をまとめて出したいと思っております。また、新しい意見等がございましたら、何かありましたらお願いをいたします。

井出委員。

3番（井出茂康委員） 24ページの下の方の③の「市場出荷だけでなく、JAの直売所等へ出荷する農業者に対し、」とありますけれども、先ほどの齋藤会

長の話からいくと、JAの直売所は縮小されていく方向が考えられるということですから、そこに対して支援をしていくほうがいいのか、それとも有利販売的なものをどこか——それに支援ができるかどうかわかりませんが、そういう方向性を何か書き足せないものかと、先ほどの会長のお話をお聞きした中でいろいろと考えるのですが。

議長（齋藤義治委員） 先ほどの販売所の縮小ということは、まだ決定事項ではございません。一応試案ということですが、営農経済部門が赤字経営ですから、赤字を減らすにはどうしたらいいかということになると、現在ある直売所を減らして人件費を削減するようなことが言われております。

今回の直売所へ出すときの支援策という、これは神崎さん、どういうことが……。

神崎享子施策検討小委員会委員長 これは、皆さんにも考えていただきたいことですが、私もこの意見を出した本人であります、井出委員が言われたように、私もそのとおりだと思っていて、もちろん市場出荷への奨励もあってしかるべきですが、直売所へ出す人も多し、うちもその一人ですが、そこで、個人にというよりは、井出さんがおっしゃったようにJAに限らず直売として出せるところへの支援を何か考えてほしいと思っておりますが、ただ、この意見書に出すのに言葉として思い浮かばなかったものから、こういう形になりました。

これは、皆さん知恵を絞って考えていただきたいと思っております。

議長（齋藤義治委員） 昨年ですか、卸売市場の法律が変わって、今までは市場に出して市場の競りで販売をしていましたが、農家が直売をすることになって、農家の人も販売方法が非常に変わってきたわけですね。

ですから、この辺のところを今後どういうふうにやっていくのか、売り方がいろいろ変わっていくと思っておりますが、佐藤さんはどうですか。

21番（佐藤智哉委員） うちも99%ぐらいは直販で販売をしていますけれども、前に、藤沢の役所のところでマルシェをやっているというので、協議会を立ち上げて、多分今、井出委員が会長をされていると思っておりますが、そう

いった中で、JAでも直売所の出荷者協議会みたいな団体をつくって――役所に要望を出すのであれば、協議会とか団体でないと、多分話を聞いてくれないと思うので、そういった形でやるのも一案かなとは思っています。

議長（齋藤義治委員） 佐藤委員は、九十何パーセントも個人で出しているとなると、いわゆる補助というものはほとんどないわけですね。

21番（佐藤智哉委員） そういうところを考えていると前に進んでいけないので、基本的に、まずは自分で計画を立てたことをしっかりやっていって、そういった話があれば使っていくというほうがいいのかと思ってやっています。

議長（齋藤義治委員） その辺で、行政とのかかわり合いは、将来的にどういうふうにしたらいいと思いますか。

21番（佐藤智哉委員） 将来的には、うちに関してですけれども、直販がメインになってくるのであれば、どちらかという個人商店という感じになると思うので、農業団体というよりは、個人としてどうしていくか、その中で、例えばうちでは最近キッチンカーを始めたりして、飲食とか、そういったほうもやっているのですが、そういった中で、例えばイベントがあったら市から話をもらって、そういったところに出したりとか、今自分がやっていることで、行政がやっていることとどうやったらリンクできるかということ、その情報を自分で拾っていくしかないかなと思います。

議長（齋藤義治委員） 言われているように、今までのように、要するに作物をつくって市場に出していくという時代は終わったと思うんですよね。

飯田さんは、業種が違いますが、その辺はどうですか。売上げをふやすにはどうしたらいいかということですから。

6番（飯田芳一委員） 今は、なかなか思い浮かばないですけども……。

議長（齋藤義治委員） はい。

今回は、この意見書を市に出しますから、これに関して、また市からいろいろな意見をいただきたいと思います。今年だけではなくて、これからもこの意見書というのは続いていくわけですから、今、佐藤委員が言われたように、売り方ですとか、要するに農家収入をふやすにはどうしたらいい

かということも、やはり考えていかなければいけないのではないかと
思っております。

ほかに何かございませんか。

――
――
議長（齋藤義治委員） それでは、ほかにないようでございますので、採決をいた
します。

議案第17号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第17号について、承認することに決定を
いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしま
した。

事務局から報告事項等がございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 今、承認いただいた意見書ですけれども、先ほど申し上げ
ましたように7月5日に市長に提出したいと考えております。

7月5日に、齋藤会長、吉原会長職務代理、施策検討小委員会の神崎委員長
と小林副委員長の4名に御出席いただいて市長へ提出していきます。

今申し上げました4名の方におかれましては、7月5日の11時に秘書課に
お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして6月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまし
て、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時55分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)